

議会運営委員会会議録

開閉日時 令和2年8月24日(月) 午前9時58分～午前10時32分
会 場 高浜市議場

1. 出席者

1番 荒川 義孝、 3番 杉浦 康憲、 7番 長谷川広昌、
11番 北川 広人、 14番 小嶋 克文、 15番 内藤とし子
オブザーバー

議長(10番) 杉浦 辰夫、 副議長(9番) 柳沢 英希、
5番 岡田 公作、 6番 柴田 耕一、 16番 倉田 利奈

2. 欠席者

なし

3. 傍聴者

2番 神谷 直子、 4番 神谷 利盛、 8番 黒川 美克、
12番 鈴木 勝彦、 13番 今原ゆかり

4. 説明のため出席した者

市長、総務部長、行政GL

5. 職務のため出席した者

議会事務局長、書記2名

6. 付議事項

- 1 令和2年9月定例会について
 - (1) 議案の説明について
 - (2) 議案の取り扱いについて

- (3) 一般質問の受付について
- (4) 決算特別委員会委員の選任について
- (5) 請願書、陳情書及び意見書（案）の取り扱いについて

2 その他

7. 会議経過

委員長挨拶

委員長 ただいまの出席委員は全員であります。よって本委員会は成立いたしましたので、これより議会運営委員会を開会いたします。

市長挨拶

議長挨拶

委員長 次に本委員会記録の署名委員の指名についてであります。

本件につきましては、委員長から御指名申し上げて御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、副委員長の杉浦康憲委員を指名いたします。

本日御協議いただきます案件は、お手元に配付されております付議事項のとおりであります。

それでは、案件の順序に従い、逐次進めてまいりますので、よろしく御協力をお願いいたします。

《議 題》

1 令和2年9月定例会について

(1) 議案の説明について

委員長 当局の説明を求めます。座ったままで結構です。

説（総務部） お許しをいただきましたので着座にて御説明をさせていただきます。

それでは、令和2年9月定例会に、付議させていただきます案件につきまして御説明を申し上げます。

初めに、提出予定案件一覧表をお願いいたします。

案件といたしましては、同意が1件、一般議案が55号から59号までの5件、補正予算が60号から65号までの6件、認定が8件、報告が2件の計22件をお願いするものでございます。

提出予定案件一覧表の次の資料、提出予定議案の概要、A4版、1ページの資料をお願いいたします。

初めに同意第16号は、教育委員会委員の再任について御同意をお願いするものであります。

議案第55号は、都市計画事業基金を設置し、都市計画税を都市計画事業及び土地区画整理事業に要する費用に充てた後に生じた余剰金を積み立てるものであります。

議案第56号は、空き家等の適切な管理に関し、空家等対策の推進に関する特別措置法に定めるもののほか、必要な事項を定めるものであります。

議案第57号は、開発行為により設置された道路の市への帰属に伴い、市道路線として認定するものであります。

議案第58号は、令和元年度水道事業会計の未処分利益剰余金の処分について御議決をお願いするものであります。

議案第59号は、高浜小学校等整備事業について、建設物価指数の上昇に伴い、契約金額を増額するものであります。

続きまして、議案第60号、令和2年度一般会計補正予算第8回について御説明を申し上げます。

補正予算書をお願いいたします。

補正予算書の5ページをお願いいたします。

今回の補正は歳入歳出それぞれ1億2,165万3,000円を追加し、補正後の予算総額を227億4,529万2,000円といたすものであります。

8ページをお願いいたします。

債務負担行為補正は、土地開発公社による公共用地先行取得に要する経費について、限度額を定めるものであります。

10ページをお願いいたします。

地方債補正は、表中段の小学校施設改修事業の限度額を増額いたすものであります。

少し飛びまして、54ページをお願いいたします。

54ページをお願いいたしまして、歳入について申し上げます。

9款1項1目地方特例交付金は、交付額の決定に伴い増額いたすものであります。

56ページをお願いいたします。

17款1項1目一般寄附金は、内藤松子様から5万円を、匿名の方、お二人から5万円と、10万円を御寄附いただいたもので、4目教育費寄附金は、小中学校におけるICT教育推進事業のため、碧海信用金庫理事長、山内正幸様から300万円を御寄附いただいたものであります。

18款1項1目基金繰入金の財政調整基金繰入金は、今回の補正予算の財源調整として、減額いたすものであります。

19款1項1目繰越金は前年度、令和元年度繰越金の額の確定に伴い、増額いたすものであります。

その他の歳入につきましては、その大半が歳出と連動いたしておりますので、事業概要につきましては、歳出のところで申し上げます。

60ページをお願いいたします。

歳出について申し上げます。

2款1項3目市民活動支援費、6目秘書費の2市民表彰事業及び12目企画費の12市制施行50周年記念事業は、新型コロナウイルス感染症の影響により

中止または延期した事業費を減額いたすものであります。

64 ページをお願いいたします。

2 款 2 項 1 目賦課徴収費の 3 市税賦課事業は、新型コロナウイルス感染症の影響により、業績が悪化した企業に対する過年度還付金を増額いたすもので、4 市税等徴収事業は、地方税法の改正により、徴収猶予等における延滞金の計算利率が変更されることに伴い、システムの改修を行うものであります。

2 款 3 項 1 目戸籍住民基本台帳費は、戸籍法の改正による戸籍事務へのマイナンバー制度の導入に伴い、システムの改修を行うものであります。

66 ページをお願いいたします。

2 款 8 項 1 目基金費は、市制 50 周年記念事業に対する、ふるさと応援寄附金を積み立てるほか、都市計画税の充当事業に対して、都市計画税収入が上回った余剰金を積み立てるものであります。

3 款 1 項 3 目障害者在宅施設介護費の 1 障害者自立支援給付事業は、特別支援学校等の臨時休校に伴う、放課後等デイサービスの利用増に伴う増額で、2 地域生活支援事業は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、地域活動支援センターや日中一時支援事業などを提供する事業所の受入れ体制を強化するための補助を行うもので、7 目介護保険推進費は、介護施設等が新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策として、簡易陰圧装置を設置する場合の補助を行うものであります。

3 款 1 項 8 目生活援助費は、新型コロナウイルス感染症の影響により、自立相談支援機関等の体制強化のため、窓口通訳等業務委託料を計上するとともに、申請世帯数の増加等が見込まれる住居確保給付金を増額いたすものであります。

3 款 1 項 13 目高齢者医療費は、前年度の療養給付費負担金の額の確定に伴い増額いたすものであります。

3 款 1 項 16 目介護保険事業費及び 68 ページをお願いいたしまして、17 目後期高齢者医療事業費は、前年度繰越金の額の確定等により、特別会計への繰出金を減額いたすものであります。

3 款 2 項 2 目保育サービス費及び 3 目家庭支援費の各事業は、保育園を初めとした児童福祉施設等における新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、

マスクや消毒液等の衛生用品や備品等を購入する費用の補助等を行うものであります。

70 ページをお願いいたします。

8 款 4 項 1 目港湾費は、衣浦港まつりの開催中止に伴い、事業費を減額いたすものであります。

72 ページをお願いいたします。

10 款 1 項 3 目教育指導費の 10 教育活動推進事業は、新型コロナウイルス感染症の影響による中学生海外派遣事業の中止に伴い、事業費を減額いたすものであります。

10 款 2 項 1 目学校管理費の 1 小学校維持管理事業は、新型コロナウイルス感染症対策として、マスクや消毒液等の衛生用品や、備品等を購入するほか、児童及び生徒の学べる環境を整えるためのデジタル教科書使用料を計上するとともに、水泳指導の中止に伴い、水泳指導等委託料を減額いたしております。

そのほか、港小学校の増築工事を見据え、隣接する校舎の開口部の建具等の防火対策として、建具等改修工事費を計上いたしております。

3 小学校 I C T 教育推進事業は、74 ページをお願いいたしまして、学校の臨時休業等の緊急時においても、子供たちが継続して学習できる環境を整えるため、G I G A スクールサポーターを配置する経費を計上するほか、教員の出退金システムの導入に係る経費を計上いたしております。

10 款 3 項 1 目中学校の学校管理費は、小学校同様、新型コロナウイルス感染症対策に要する経費を計上いたしております。

10 款 4 項 1 目幼児教育費の 3 幼稚園維持管理事業は、幼稚園園舎の長寿命化を図るため、長寿命化計画策定業務委託料を計上いたしております。

10 款 5 項 2 目生涯学習機会提供費は、新型コロナウイルス感染症の影響により、公民館事業の一部を中止したことに伴い、事業費を減額いたすものであります。

76 ページをお願いいたします。

12 款公債費は、平成 21 年度に借入れた市債の利率見直し等に伴い、元金及び利子を増減いたすものであります。

1 ページにお戻りをお願いいたします。

1 ページにお戻りをいただきまして、議案第 61 号、国民健康保険事業特別会計補正予算第 2 回ほか、4 特別会計の補正予算は、いずれも前年度繰越金の額の確定等に伴う補正を主な内容といたしております。

次に、決算の概要につきまして申し上げます。

初めに決算書をお願いいたします。

主要新規ではなくて決算書のほうになります。

決算書の 1 ページをお願いいたします。

初めに決算書の年度の表記については、下段の囲みをお願いいたします。

年度途中における改元がございまして、システム上、一部、平成 31 年度と表示している部分がありますことを御了承いただければと思います。

それでは 2 ページの会計別決算総括表をお願いいたします。

認定第 1 号から認定第 8 号までは、令和元年度の一般会計ほか 5 特別会計及び別冊の水道事業会計及び下水道事業会計の認定をお願いするものであります。

初めに、一般会計の歳入決算額は、170 億 8,307 万 4,591 円。歳出決算額は 161 億 4,872 万 7,784 円。差引き残額は 9 億 3,434 万 6,807 円であります。

決算書の中ほどになりますが、196 ページをお願いいたします。

196 ページの実質収支に関する調書をお願いいたします。

実質収支につきましては、3、歳入歳出差引額から、4、翌年度に繰り越すべき財源を差し引いた、5、実質収支額は、7 億 4,931 万 1,807 円であります。

再び 2 ページの総括表にお戻りをお願いいたします。

2 ページの総括表にお戻りをいただきまして、特別会計について申し上げます。

国民健康保険事業特別会計は、歳入決算額は 33 億 5,878 万 4,632 円。歳出決算額は 32 億 9,525 万 4,633 円。差引き残額は 6,352 万 9,999 円であります。

土地取得費特別会計は、歳入決算額は 5,036 万 565 円。歳出決算額は 66 万 7,208 円。差引き残額は 4,969 万 3,357 円であります。

公共駐車場事業特別会計は、歳入決算額は 9,276 万 8,732 円。歳出決算額は 2,480 万 4,528 円。差引き残額は 6,796 万 4,204 円であります。

介護保険特別会計は、歳入決算額は 28 億 132 万 2,711 円。歳出決算額は 27 億 4,277 万 4,437 円。差引き残額は 5,854 万 8,274 円であります。

後期高齢者医療特別会計は、歳入決算額は 5 億 202 万 9,350 円。歳出決算額は 4 億 9,428 万 9,698 円。差引き残額は 773 万 9,652 円であります。

続きまして、別冊の水道事業会計及び下水道事業会計について申し上げます。初めに、水道事業会計決算書をお願いいたします。

水道事業会計決算書の 6 ページ、7 ページの水道事業決算報告書をお願いいたします。

6 ページ、7 ページでございますが、収益的収入、水道事業収益は、9 億 1,376 万 3,478 円。収益的支出、水道事業費用は 7 億 6,525 万 7,185 円であります。

8 ページ、9 ページをお願いいたします。

資本的収入は 1 億 2,542 万 4,480 円。資本的支出は 3 億 6,991 万 7,221 円であります。

次に、下水道事業会計決算書をお願いいたします。

下水道事業会計決算書の 6 ページ、7 ページの下水道事業決算報告書をお願いいたします。

6 ページ、7 ページでございますが、収益的収入、下水道事業収益は 9 億 2,610 万 513 円。収益的支出、下水道事業費用は 8 億 7,003 万 2,209 円であります。

8 ページ、9 ページをお願いいたします。資本的収入は 10 億 2,775 万 7,290 円。

10 ページ、11 ページをお願いいたします。資本的支出は 12 億 6,439 万 4,244 円であります。

決算の概要につきましては、以上のとおりでございます。

別冊の報告案件が 2 件ございますので、それについて申し上げます。

初めに、報告第 7 号は、財政健全化判断比率及び公営企業資金不足比率の御報告をさせていただくものであります。

報告第 8 号は、損害賠償の額について専決処分を行いましたので、その報告をさせていただくものでございます。

以上が9月定例会に付議させていただきます案件でございます。

よろしくお願ひ申し上げます。

委員長 ただいま当局より説明のありましたとおり、同意1件、一般議案5件、補正予算6件、決算認定8件、報告2件であります。

ただいまの説明に対する質疑を許します。

質 疑 な し

委員長 ないようでしたら市長。

市長挨拶

委員長 当局の方はご退席願ひます。

お疲れ様でした。

(2) 議案の取り扱いについて

委員長 事務局より説明を願ひます。

説(事務局 副主幹) それでは説明させていただきます。

9月定例会の会期及び会議日程につきましては、既に6月24日開催の議会運営委員会で決定をいただいておりますが、会期につきましては、9月1日から9月25日までの25日間でございます。

議案の取扱いにつきましては、9月1日の本会議初日において、同意第16号を即決で願ひ、続いて、議案の上程、説明を受け、報告第7号及び報告第8号の報告を受けます。

9月3日、第2日目と第3日目の2日間は、一般質問を行い、一般質問終了後に関連質問を願ひ、9月7日の第4日目は、総括質疑、決算特別委員会の設置、議案の委員会付託をお願いいたします。

9月9日から11日までの3日間は、決算特別委員会において、議案第58号

及び認定第1号から認定第8号までの付託案件の審査を願います。

なお、議案第58号令和元年度高浜市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について及び認定第7号令和元年度高浜市水道事業会計決算認定については、本会議での総括質疑、決算特別委員会での質疑ともに、水道事業会計決算に係る案件での関連上、一括議題とさせていただきます。

なお、9月9日の決算特別委員会終了後の決算、決算審査現地調査につきましては、本年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響により中止とさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

9月15日の総務建設委員会においては、議案第55号から議案第57号までの一般議案3議案、並びに議案第60号から議案第63号まで、並びに議案第65号の補正予算5議案の審査を願います。

9月16日の福祉文教委員会においては、議案第59号の一般議案7議案並びに議案第60号及び議案第64号の補正予算2議案の審査を願います。

なお補正予算につきまして、付託委員会区分を明示したものを別途配付させていただいておりますので御了承をお願いいたします。

最終日の9月25日は委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論、採決の順に行います。

説明は以上でございます。

委員長 ただいま事務局が説明しました案の通りに決めさせていただいてよろしいでしょうか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議もないようですので、案のとおりに決定させていただきます。

(3) 一般質問の受付について

委員長 一般質問の受け付けは議会運営に関する申合せにより、8月25日火曜日の午前8時30分から午後5時までとします。

質問の順序は受付順とします。

ただし、8月25日の午前8時30分以前に2人以上ある場合は、抽せんにより質問の順序を決めさせていただきます。

これに御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認めます。そのように決定をさせていただきます。

なお8月17日開催の議会運営委員会において、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、一般質問の時間を70分から30分に短縮することに決定いたしておりますので、あわせてよろしくお願いをいたします。

(4) 決算特別委員会委員の選任について

委員長 事務局より説明を願います。

説(事務局 副主幹) 決算特別委員会委員の構成メンバーについて御説明いたします。

決算特別委員会委員の構成メンバーは、4年間の構成表で既にお決めにいただいておりますので、構成メンバーについて御報告させていただきます。

決算特別委員会委員は荒川義孝議員、神谷利盛議員、岡田公作議員、長谷川広昌議員、柳沢英希議員、北川広人議員、今原ゆかり議員、倉田利奈議員の8名となります。

委員長 この9月定例会における決算特別委員会委員に、ただいま事務局から報告のありました8名を議長より指名することに御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議もないようですのでそのように決定いたします。

(5) 請願書、陳情書及び意見書(案)の取り扱いについて
委員長 本日までに提出がありましたのは、陳情書2件です。

陳情第2号及び陳情第3号につきまして、付託先の委員会を事務局から発言
願います。

説(事務局 副主幹) それでは、御手元に陳情文書表案と各陳情書の写しを
配付させていただいておりますが、提出されました陳情2件の付託委員会につ
きましては、陳情第2号及び陳情第3号については、福祉文教委員会に付託す
るということをお願いしたいと思えます。

委員長 ただいま各陳情の付託委員会について、事務局より発言がありました
が、そのように決定させていただいてよろしいでしょうか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議もないようですのでそのように決定させていただきます。

2 その他

委員長 私のほうから、今後の議会運営委員会の日程等についてお願いをいた
します。

まず初めに、9月7日、月曜日になりますが、本会議第4日目の終了後、各
常任委員会での自由討議に付する案件を選定するため、各派会議の開催後、議
会運営委員会を開催いたしますので、御予定をお願いいたします。

続いて、令和2年12月定例会の日程を協議する議会運営委員会を9月16日
の水曜日、福祉文教委員会終了後に開催したいと思えますので、御予定をお願
いいたします。

次に、市制50周年記念PRTシャツについてですが、当局より、6月定例
会と同様に、9月定例会の開会日、9月1日、並びに閉会日、9月25日の両日
に、出席する執行部側の職員全員が記念Tシャツを着用し、本会議の映像配信

を通して、職員が一丸となって記念すべき50周年に臨む姿勢をPRするため、記念Tシャツの着用を許可していただくようお願いがありました。

お諮りいたします。

9月定例会の開会日及び閉会日に出席する当局職員が記念Tシャツを議場で着用することについて、これを許可して御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議もないようですので、9月定例会の開会日及び閉会日において、出席する当局職員が記念Tシャツを議場で着用することについて、許可しましたので、よろしくお願いたします。

また、あわせて議員各位におかれましては、6月定例会と同様に、趣旨に御賛同いただける場合は、職員に合わせて9月定例会の開会日及び閉会日に、記念Tシャツを着用し、出席していただきたいと考えておりますけれども、これに御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議もないようですので、趣旨に御賛同いただける議員におかれましては、9月定例会の開会日と閉会日に記念Tシャツを着用していただきますようお願いをいたします。

私からは以上であります。

ここで議長より発言を求められておりますので、これを許可します。

意(10 議長) 御手元に配付してありますとおり、8月21日付けで、内藤とし子議員より、決算審査に関し、資料要求願が提出されましたので、市長に、資料要求を提出すべきか、議会運営委員会でお諮りいただきますようお願いいたします。

委員長 ただいま議長より、内藤とし子議員から提出されました資料要求願について、議会運営委員会に諮るよう依頼がありました。

資料要求については、議会運営に関する申合せ事項において、議案審議に当たり資料要求する場合は、議長に資料要求願書を提出し、議長は、これを議会運営委員会に諮り、資料要求を当局に要求すると決せられた場合は、議長は当局に資料要求するとあることから、議会運営委員会で諮るものであります。

今回の資料要求について、まず内藤議員より御説明をいただき、市長に資料要求を予定すべきか諮りたいと存じますので、内藤とし子議員、説明をお願いいたします。

説（15） 毎回決算審査に対して、いろんな資料の要求をお願いしてるんですが、これらがないと十分な審査が出来ないと思い、これを要求するものです。

委員長 ただいま内藤議員から説明がありましたが、この件について御意見のある方はお願いいたします。

意 見 な し

委員長 本件につきましては、過去から決算審査にあたって資料要求願が出されており、これを市長に資料要求してきたものでございますので、これまでどおり議会として資料要求するものとしてよろしいでしょうか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 それでは、内藤とし子議員提出の資料要求願を、議長より市長に提出することとします。

ほかに皆さんのほうで何かあればお願いいたします。

意 見 な し

委員長 それでは以上をもって議会運営委員会を終了いたします。

委員長挨拶

閉会 午前 10 時 32 分

議会運営委員会委員長

議会運営委員会副委員長